徳島県告示第三百十七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第六十四条の規定により、指定自立支援医療機関の名称の変更について、次のとおり届出があった。

令和六年六月二十一日

徳島県知事　後藤田　正　純

指定自立支援医療機関の開設者			指定自立支援医療を行う薬局			担当する医療の種類	変更年月日
名称	所在地		名称		所在地		
			旧	新			
株式会社コスモス薬品	福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号		コスモス薬局阿波店	コスモス調剤薬局阿波店	阿波市阿波町大道北一三二	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和五年十月一日